

平成17年4月20日

桃井 委員（日本小児神経学会）提出資料

1. 学会名称 日本小児神経学会 学会活動概要	
資料1 学会会則	3
資料1-2 学会委員会概要	9
2. 学会構成員	
資料2	11
3. 学会が認定する専門医養成制度	
資料3 小児神経科専門医制度規則	15
資料4 小児神経科専門医制度概要	19
資料5 小児神経科専門医のための到達目標・研修項目	21
資料6 小児神経科専門医試験評価票（部分）	57
資料7-1 小児神経科専門医研修施設基準	63
資料7-2 小児神経科専門医研修施設書式	65
4. 小児神経科専門医の発達障害診療	
資料8 学会評議員の診療実態調査結果	75
5. 日本小児神経学会総会における発達障害、心の診療関連発表論文	
資料9 過去5年間の総会における関連発表論文課題抜粋	85
6. 日本小児神経学会の心の診療に関する医師の養成に関する考え方	
資料10	別添

日本小児神経学会会則

第1章 名称・事務所

- 第1条 本会は日本小児神経学会（The Japanese Society of Child Neurology）と称する。
- 第2条 本会の事務所は、東京都新宿区若松町6-13、建和堂ビル2Fにおく。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は小児神経学の研究を促進し、小児神経学に関する教育研修の充実に寄与し、会員相互の連絡、内外関連機関との連絡を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1) 総会（学術集会および議事総会）の開催
 - 2) 機関誌およびその他の刊行物の発行
 - 3) 各種委員会の設置・運営
 - 4) 国内ならびに国外の関係諸学会との協力活動
 - 5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の6種に分つ。
- 1) 正 会 員
 - 2) 臨時会員
 - 3) 名誉会員
 - 4) 客員会員
 - 5) 賛助会員
 - 6) 外国人会員
- 第6条 正会員は、本会の目的に賛同し、小児神経学に関連のある研究もしくは診療に従事しているもので、第7条の所定の手続きを完了したものである。
- 第7条 正会員になろうとする者は、評議員1名の推薦を受け、規定申込用紙に必要事項を明記し、会費をそえて事務所に申込み、理事会の承認を受けなければならない。
- 第8条 臨時会員は、正会員1名の推薦を受け、所定の用紙に必要事項を明記し、会費をそえて事務所に申込んだものとする。ただし、その資格は当該年度終了後自動的に失われる。
- 第9条 名誉会員は、本会の趣旨に関し、特に功績のあったもの、客員会員は外国人で本会のためにとくに貢献したもので、評議員会の推薦にもとづき、理事会の承認を受けたものとする。名誉会員および客員会員は会費を免除する。

- 第 10 条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助しようとするもので、規定申込用紙に必要事項を明記し、別に定める会費と共に、本会事務所に申込み、理事会の承認を受けたものとする。
- 第 11 条 外国人会員は、本会の目的に賛同し、小児神経学に関連のある研究もしくは診療に従事している外国籍者で、第12条の所定の手続を完了したものとする。
- 第 12 条 外国人会員になろうとするものは、規定申込用紙に必要事項を明記し、履歴書、業績目録、別に定める会費をそえて事務所に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
- 第 13 条 1) 会員で退会しようとするものは、退会届を事務所に提出しなければならない。ただし既納会費は返却しない。
2) 特別の理由なく2年以上会費未納のものは、自然退会とみなすものとする。
3) 本会の会則に背く行為があった会員は、評議員会の議を経て除名することができる。
- 第 14 条 会員は学術集会に参加・研究発表を行い、機関誌「脳と発達」（但し外国人会員は「Brain & Development」）の配布を受けるほか、各種事業に参加し、またその報告を受ける。ただし議事総会における議決への参加資格は正会員に限られる。名誉会員は評議員会に出席し、助言を行うことができるが、票決には加わらない。

第 4 章 役 員

- 第 15 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|------------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 次 期 会 長 | 1 名 |
| 次々期会長 | 1 名 |
| 評 議 員 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 〔うち理事長 1名〕 | |
| 監 事 | 2 名 |
- 第 16 条 会長は評議員会の推薦により選出され、議事総会の承認を得るものとする。
- 第 17 条 会長は本会を代表し、会務を総括し、議事総会、評議員会、理事会の議長となり、かつ学術集会総会を主催する。
- 第 18 条 評議員は正会員中より、評議員の推薦により、理事会、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 第 19 条 評議員は評議員会を組織し、重要会務を審議決定する。
- 第 20 条 監事2名は評議員の互選で選ばれ、会計および業務執行状況を監査し、その結果を理事会、評議員会、議事総会に報告する。
- 第 21 条 理事は評議員の中より選出され、理事会の承認を得て、会長が定める。
- 第 22 条 理事は、会長、次期会長、次々期会長とともに理事会を組織し、会長の諮問により、庶務、会計、渉外連絡、事業計画の立案その他、本会の運営に関する事項を処理する。理事は監

事を兼任することはできない。

第 23 条 理事長は理事の中から互選され、理事会の業務を処理する。理事長は必要に応じ、庶務幹事をおくことができる。

第 24 条 会長および評議員の任期は、選出された総会の終了より次回総会終了までとする。理事の任期は4年として2年ごとに半数ずつ改選される。理事長および監事の任期は2年とする。ただし、会長を除く他の役員の再任は妨げない。役員は事故、長期出張、および本人の希望があった場合には、理事会の議を経て辞任することができる。

第 25 条 会長に事故があった場合、理事長が理事会の承認を得て後任を定める。理事に欠員が生じた場合は、評議員の中より補充を行うことができる。評議員に欠員を生じた場合は、臨時の補充は行わない。

第 5 章 会 議

第 26 条 総会、評議員会は原則として毎年1回開催し、会長がこれを招集する。

第 27 条 理事会は毎年1回以上開く。その時期・場所については、会長および理事長が定める。

第 28 条 評議員会は次の事項を審議決定する。

- 1) 役員の選出、補充
- 2) 前年度の事業ならびに会計報告
- 3) 本年度の事業ならびに修正予算案
- 4) 次年度の事業ならびに予算案
- 5) その他の必要事項

第 29 条 総会は学術集会および議事総会を行う。学術集会における発表は、原則として会員に限る。会員以外の人による発表は会長の許可ある場合のみとする。

次期、次々期および次々々期会長の選出、事業報告および会計報告は議事総会の承認を得なければならない。そのほか、評議員会の審議・議決事項の報告を行う。

2) 総会の招集はその開催の少なくとも10日以前に議題を示して、書面または会報により正会員に通知しなければならない。

第 30 条 理事会は本会の目的に従う事業の遂行を助けるために、必要に応じて各種の委員会を組織することができる。

第 31 条 議事総会は正会員の10分の1以上、評議員会は評議員の4分の1以上、理事会は理事の2分の1以上の出席を必要とする。

総会、評議員会および理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

2) 前もって通知された総会議題につき委任状をもって意志を表示した者は当該議題について出席とみなす。

第6章 会 計

- 第 32 条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。
第 33 条 本会の運営経費は会費、その他をもってあてる。

第7章 会則変更・附則・細則

- 第 34 条 本会会則を変更するには、会員5名以上の提案により審議し、評議員会および議事総会において、それぞれ出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
第 35 条 各地方の会員は、会則を定め地方会を設立することができる。これに関する細則は別に定める。
第 36 条 会則施行上必要な附則・細則は理事会の議決により、評議員会の承認を経て、別に定める。

附 則

- 第 1 条 本会則は平成12年6月9日より実施される。
第 2 条 本会の会費（年額）は、理事17,000円、評議員16,000円、会員（正、および臨時）15,000円、外国人会員17,000円とする。
第 3 条 理事、評議員の選出に当っては、地区別分布、専門領域別を配慮する。

細 則

- 第 1 条 新たに評議員を推薦する場合には、所定書類を推薦理由書とともに、事務所へ提出するものとする。
第 2 条 評議員の定数は、正会員15人に1人の割合とし、理事の定数は20人をこえないこととする。
第 3 条 理事の定数の4分の3は評議員会での投票により選出される。4分の1は理事会選考とする。
第 4 条 日本小児神経学会は、次の各項に該当するものを地方会として承認する。公認の採否は、日本小児神経学会理事会において決定するものとする。
1) 会員のうち日本小児神経学会会員が過半数であること。
2) 1年1回以上定期的に学術集会を開催していること。
3) 公認を申請しようとするものは、公認申請書を会則に添えて日本小児神経学会理事会に提出すること。
第 5 条 理事選出のため選挙管理委員会（以下委員会という）をおく。
第 6 条 委員会の委員長は理事長が指名する。委員長の任期は2年とし、再任を認めない。
第 7 条 委員長は若干名の委員を指名し、委員会を組織する。

昭和52年7月12日改訂 昭和54年7月9日改訂 昭和57年1月30日改訂
昭和57年6月13日改訂 昭和58年7月9日改訂 平成2年6月16日改訂
平成3年5月30日改訂 平成4年6月12日改訂 平成5年6月16日改訂
平成8年7月18日改訂 平成11年5月14日変更 平成12年6月9日変更

1)正会員および評議員の地区別分布 (2003.8.31現在)

地区名	正会員数	評議員数		
		評議員定数	現評議員数 (定年退任含む)	来年度退任者 定年退任者
北海道	121	8	11	0
東北	166	11	10	0
関東	397	26	31	1
東京	669	45	43	1
中部	500	33	30	1
近畿	578	39	39	0
中国	215	14	17	1
四国	135	9	8	0
九州	338	23	17	1
海外	9	0	0	0
計	3128	208	206	5

2)正会員および評議員の専門領域別分布

(2003.8.31現在)

専門領域	正会員数	評議員数			
		評議員定数	現評議員数 (定年退任含む)	来年度退任者 定年退任者	
医学	小児科	2733	182	190	5
	脳神経外科	82	5	6	0
	精神神経科	36	2	0	0
	神経内科	66	4	3	0
	基礎医学	46	3	5	0
	整形外科	12	1	0	0
	内科	9	1	0	0
	小児精神	8	0	1	0
	放射線科	22	1	1	0
	公衆衛生	10	1	0	0
その他	13	1	0	0	
その他	心理学	34	2	0	0
	理学療法	27	2	0	0
	その他	30	2	0	0
計	3128	208	206	5	

注:評議員の定数は正会員15人に1人の割合とする。

日本小児神経学会 委員会活動概要

- 脳と発達編集委員会（学会邦文誌）：国内の小児神経学の発展のために、邦文誌を発行。隔月発行し、査読体制が整備された原著論文掲載
- Brain & Development 編集委員会（学会英文誌）：小児神経学領域の国際貢献のために、英文誌を発行。発行は Elsevier 社に委託
- 教育委員会：小児神経学、小児神経科専門医、のための教育体制の整備、セミナー開催を計画実施
- 優秀論文委員会：小児神経学の人材育成、学問的質の向上のために学会誌2誌に掲載された年間の原著論文から優秀論文を選出し、表彰する
- 専門医委員会：小児神経科専門医制度の維持・改善をはかり、専門医の質の向上、試験の実施、研修施設の認定等を行う
- 長期計画委員会：小児神経学会の方向性、あり方等について検討する
- 国際渉外委員会：他国の小児神経学会、国際小児神経学会との連携
- 社会活動委員会：社会的問題、課題、について討議し、必要に応じて広報する。医療と密接に関連する福祉、保健、行政等との問題を協議
- 用語委員会：専門用語を検討し、小児神経学会用語集を発行、改訂
- 歴史委員会：学会活動、小児神経学の歴史を保存し発展に寄与する
- 診療報酬委員会：小児神経科専門診療に関する診療報酬の適正化を図る
- 倫理委員会：小児神経学、小児神経科専門医診療、に関わる倫理的課題の協議を行う
- 薬事委員会：小児神経科診療に必要な薬物の治験、オーファンドラッグの要望、申請 等を行い、診療の向上に貢献する
- 瀬川プログラム委員会：瀬川プログラムで招聘する者を選考
- 選挙管理委員会：理事、評議員の選挙の管理

1) 専門医地区別内訳

平成17年4月現在

年度	地区	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州	非更新			計
									第1回	第2回	第3回	
暫定制度	平成3年	11	22	129	35	62	36	39	28	39	2	403
	平成4年	2	6	65	27	36	24	15	10	12	0	197
	平成5年	4	6	35	16	12	16	2	10	1	0	102
	平成6年	3	4	27	11	14	8	8	3	4	0	82
	平成7年	9	9	45	29	17	16	10	13	1	0	149
	小計	29	47	301	118	141	100	74	64	57	2	933
試験制度	平成8年	0	1	4	2	1	3	1	0	0	0	12
	平成9年	0	1	7	1	5	2	2	0	0	0	18
	平成10年	0	1	5	1	4	1	3	0	0	0	15
	平成11年	2	1	7	7	2	4	2	0	0	0	25
	平成12年	3	2	9	2	2	1	1	0	0	0	20
	平成13年	0	0	7	5	7	1	4	0	0	0	24
	平成14年	1	1	7	3	5	1	5	0	0	0	23
	平成15年	0	0	7	2	1	3	2	0	0	0	15
	平成16年	0	2	6	6	8	3	2	0	0	0	27
	小計	6	9	59	29	35	19	22	0	0	0	179
総計	35	56	360	147	176	119	96	64	57	2	1112	

2) 専門医更新

平成17年4月現在

認定年度	更新日 (第1回目)	更新日 (第2回目)	更新日 (第3回目)	更新時年齢		更新(予定含む)		第1回非更新		第2回非更新		第3回非更新		
				65歳未満	65歳以上	猶予	更新	退会(死亡)未申請	退会(死亡)未申請	退会(死亡)未申請	退会(死亡)未申請			
暫定制度	平成3年	1997.6.10	2002.6.10	2007.6.10	280	55	0	334	4 <2>	24	10 <1>	29	2	0
	平成4年	1998.4.23	2003.4.23	2008.4.23	155	20	0	175	3 <1>	7	1 <1>	11	0	0
	平成5年	1999.5.24	2004.5.24	2009.5.24	89	2	1	90	2 <2>	8	0	1	0	0
	平成6年	2000.5.17	2005.5.17	2010.5.17	76	2	5	70	0	3	1 <1>	3	0	0
	平成7年	2001.5.10	2006.5.10	2011.5.10	129	6	0	135	2	11	1	0	0	0
	小計				729	85	6	804	11	53	13	44	2	0
試験制度	平成8年	2001.11.25	2006.11.25	2011.11.25	12	0	0	12	0	0	0	0	0	0
	平成9年	2002.11.22	2007.11.22	2012.11.22	18	0	0	18	0	0	0	0	0	0
	平成10年	2003.11.21	2008.11.21	2013.11.21	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0
	平成11年	2004.11.10	2009.11.10	2014.11.10	25	0	1	24	0	0	0	0	0	0
	平成12年	2005.11.15	2010.11.15	2015.11.15	20	0	0	20	0	0	0	0	0	0
	平成13年	2006.11.15	2011.11.15	2016.11.15	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0
	平成14年	2007.11.15	2012.11.15	2017.11.15	23	0	0	23	0	0	0	0	0	0
	平成15年	2008.11.15	2013.11.15	2018.11.15	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0
	平成16年	2009.11.15	2014.11.15	2019.11.15	27	0	0	27	0	0	0	0	0	0
	小計				179	0	1	178	0	0	0	0	0	0
総計				908	85	7	982	11 <5>	53	13 <3>	44	2	0	

3) 専門領域別

	暫定制度	試験制度	計
小児科	704	145	849
小児神経	77	32	109
新生児	8		8
母子保健	1		1
神経内科	10	2	12
精神・神経科	1		1
脳神経外科	8		8
病理・解剖	1		1
計	810	179	989
	82%	18%	100%

4) 他学会の認定医・専門医資格の有無（申請時）

	暫定制度	試験制度	計	
i) 日本小児科学会認定医資格あり	772	167	939	95%
日本小児科学会認定医資格のみ	706	159		
他学会の認定医の資格もあり	66	8		
日本神経学会認定医	23			
日本リハビリテーション医学会認定医	3			
日本リハビリテーション医学会認定臨床医	19			
日本リハビリテーション医学会専門医	3			
日本人類遺伝学会臨床遺伝学認定医	16	6		
日本東洋医学会専門医	3			
日本集中治療医学会認定医	1			
日本アレルギー学会認定医	1			
日本救急医学会認定医	2			
脳神経外科認定医	1			
日本医師会認定産業医	1			
Medical specialist in pediatrics with special competence in pediatric neurology (ベルギー王国小児科(小児神経科)認定医)	1			
日本体育協会公認スポーツドクター	1			
てんかん学会臨床専門医		1		
日本心身医学会認定医		1		
ii) 日本小児科学会認定医以外の資格	16	3	19	2%
日本神経学会認定医	7	2		
脳神経外科認定医	4			
脳神経外科専門医	3			
日本リハビリテーション医学会認定臨床医	1			
日本人類遺伝学会臨床遺伝学認定医	1	1		
日本外科学会認定医	1			
内科認定医		1		
内科専門医		1		
老年医学会認定医		1		
iii) 他学会の認定医資格なし	22	9	31	3%
計	810	179	989	100%

小児神経科専門医一地方別分布一

平成17年4月現在

地方	都道府県	専門医			正会員		
		県別	地方別	分布率	県別	地方別	分布率
北海道	北海道	35	35	4%	126	126	4%
東北	青森	8	56	6%	22	185	6%
	岩手	7			21		
	宮城	24			64		
	秋田	7			31		
	山形	1			24		
関東	福島	9	360	36%	23	1055	34%
	群馬	8			33		
	栃木	18			60		
	茨城	21			49		
	東京	199			550		
	埼玉	30			121		
	神奈川	48			141		
中部	千葉	36	147	15%	101	514	16%
	静岡	33			92		
	愛知	43			147		
	岐阜	11			48		
	山梨	9			27		
	長野	16			51		
	新潟	10			53		
	石川	4			21		
	福井	2			29		
近畿	富山	11	176	18%	24	581	19%
	三重	8			22		
	京都	31			101		
	滋賀	20			64		
	大阪	70			222		
中国	兵庫	41	78	8%	146	194	6%
	奈良	5			21		
	和歌山	9			27		
	岡山	11			31		
四国	島根	9	41	4%	22	127	4%
	鳥取	10			32		
	岡山	28			58		
九州	広島	20	96	10%	51	356	11%
	山口	11			31		
	徳島	9			25		
	香川	12			39		
	愛媛	15			35		
	高知	5			28		
	福岡	41			137		
	佐賀	3			15		
	大分	13			47		
熊本	12	54					
沖縄	長崎	9	9		32		
	宮崎	2			17		
	鹿児島	7			31		
合計		989	989	100%	3,138	3,138	100%

日本小児神経学会正会員、専門医の勤務先分布

2005年4月30日現在

勤務先	正会員	専門医	専門医/正会員
1. 大学関係	994 32%	263 27%	8.4%
大学医学部、医科大学	906	230	
上記以外	88	33	
2. 療養所、神経・療育・リハビリセンター等	494 16%	210 21%	6.7%
国立療養所（国立病院機構）	137	54	
国立精神・神経センター	41	18	
心身障害児総合医療・療育センター、療育病院	179	78	
重症心身障害児施設、療育園、整肢園	115	50	
リハビリ病院、リハビリセンター	22	10	
3. 小児総合医療施設*	149 5%	55 6%	1.8%
4. 一般病院	820 26%	240 24%	7.9%
公立病院（県、市、町、村立）	320	91	
私立病院	495	149	
国立病院	5	0	
5. 実地医家（開業）	590 19%	199 20%	6.3%
6. 保健所	20	8	0.3%
7. 児童福祉センター、児童総合相談センター	9	4	0.1%
8. 国・公立研究所	15	4	0.1%
9. その他	47	6	0.2%
合計	3138 名100%	989 名100%	31.5%

*小児総合医療施設：

北海道小児総合保健センター
 宮城県立こども病院
 群馬県立小児医療センター
 茨城県立こども病院
 埼玉県立小児医療センター
 国立成育医療センター
 東京都立清瀬小児病院
 東京都立八王子小児病院
 神奈川県立こども医療センター
 千葉県こども病院
 静岡県立こども病院
 長野県立こども病院
 あいち小児保健総合センター

名古屋第一赤十字病院小児医療センター
 愛知県立心身障害者コロニー中央病院
 国立病院機構三重病院
 京都府立医科大学附属小児疾患研究施設
 滋賀県立小児保健医療センター
 大阪府立母子保健総合医療センター
 大阪市立総合医療センター・小児保健医療センター
 兵庫県立こども病院
 国立病院岡山医療センター
 県立広島病院母子保健総合医療センター
 国立病院機構香川小児病院
 福岡市立こども病院・感染症センター
 聖マリア病院母子総合医療センター

小児神経科専門医制度規則

(平成16年7月改定)

(目的)

第1条 日進月歩の小児神経学の発展に対応して、小児神経学および関連領域についての新しい知識と技能を身に付けた優れた臨床医を養成し、診療水準の向上をはかり、小児の健康増進と福祉の発展に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本小児神経学会（以下学会と呼ぶ）は、小児神経学および関連領域の医学医療に関する学識および経験を有する医師を小児神経科専門医（以下専門医と呼ぶ）として認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

(専門医委員会)

第3条 「専門医」の認定と更新および小児神経科専門医研修施設の認定を行うために、日本小児神経学会専門医委員会（以下委員会と呼ぶ）を置く。

(1) 委員会は、各ブロックを代表する委員をもって構成する。

(2) 委員会の委員は、理事会が選出し、評議員会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(専門医認定の方法)

第4条 「専門医」の認定方法は当分の間次の通りとする。

(1) 認定の審査は毎年1回行う。

(2) 認定申請者は、必要な書類に所定の審査料を添えて学会に提出する。

(3) 委員会は申請書類と試験により認定の審査を行う。

(4) 「専門医」として認定された者は、学会より認定証が交付される。

交付の際に、認定料を徴収する。

(5) 「専門医」として認定された者は、学会誌や会員名簿、他の方法により公表される。

(6) 申請および認定の方法の詳細は別に定める。

(認定の必要条件)

第5条 「専門医」として学会の認定を受けるためには、

(1) 小児神経学につよい関心を持ち、専門的知識を有すること。

(2) 小児神経疾患について臨床の経験と実績があること。

(3) 日本専門医認定制機構に加盟している基本領域の学会の認定医（専門医）資格を有すること。

(4) 専門医試験に合格すること、または、認定医として認められていること。
が必要条件である。

第6条 前条の(1)、(2)の証明として、次の各項のすべてを満たすことが必要である。

(1) 現在小児神経疾患の診療に従事し、5年以上学会の会員歴を有すること。

(2) 最近5年間に自ら診療に従事し、到達目標にかなった小児神経疾患患者30例の症例要約と、その症例詳細報告5例を提出する。

(3) 研修施設指導責任医、または、専門医の資格を有する本学会評議員の推薦状を提出する。

(4) 最近の5年間に以下の合計が50単位以上あること。さらに次の2項、1)、2)を満たすものとする。

1) 最近5年間に本学会総会、小児神経学セミナーまたは学会が認めた地方会に出席した合計が20単位以上あること。但し、本学会総会出席が1回以上あること。

2) 上記総会および地方会、関連学会に演者として2回以上発表し、小児神経学に関する論文（筆頭）を執筆した業績があること。

注：a) 論文発表

筆頭者の場合 学術誌 8単位、商業誌 6単位。

但し、脳と発達、Brain & Developmentは12単位とする。

連名者の場合 学術誌 2単位、商業誌 1単位。

但し、脳と発達、Brain & Developmentは3単位とする。

但し、内容は小児神経学に関したものとし、論文発表と学会発表が同一内容の場合は、重複して数えない。

- b) 学会発表
 筆頭者の場合 本学会総会 4単位, 地方会 3単位, 関連学会 3単位.
 連名者の場合 本学会総会 1単位, 地方会 1単位, 関連学会 1単位.
 但し, 同一学会1演題についてののみ.
- c) 学会出席
 本学会総会 8単位,
 地方会 5単位.
 関連学会(本学会で承認した学会) 2単位.
 小児神経学セミナー 8単位.
 その他, 本学会に申請し承認された集会 2単位.
- d) 小児神経学セミナーの講師, 総会, 関連学会での
 教育講演等演者 8単位.

(認定の有効期間と更新)

- 第7条 「専門医」の有効期間は5年間とし, 認定の継続を希望する者は, 更新の手続きをしなければならぬ。更新の必要条件は第6条(4)(但し, 2)項は除く)とする。
 但し, 65歳以上については, 必要単位は30単位以上とする。
- 第8条 有効期間を過ぎて更新を行わなかった者は, 「専門医」の資格を失う。
- 第9条 認定期間中であっても, 学会を退会した場合と専門医としてふさわしくない行為があったと認められた場合は, 専門医の資格を取り消される。

(研修施設)

- 第10条 学会は, 次の各号に該当し, 小児神経科専門医研修認定施設規定に定める審査基準に合格した施設を小児神経科専門医研修施設として認定する。
- (1) 医育機関附属病院, 厚生労働大臣の指定する臨床研修病院, 小児総合医療施設, またはこれらに準ずる病院, 各種専門医療機関で小児神経科に該当する医療を行っている医療機関であること。
 - (2) 小児神経科臨床研修の指導責任者が定められており, 十分な研修と指導が行われると認められること。指導責任医は常勤で専門医であること。
 - (3) 委員会が作成した「小児神経科専門医の到達目標」に沿った研修ができるカリキュラムが定められ, 研修基準に合致していること。
- 第11条 学会は, 前条により指定された専門医研修施設に対して, 専門医研修施設認定証を交付する。
- 第12条 専門医研修関連施設は, 専門医研修施設の指導責任医が研修に必要で適当と認めるとともに研修カリキュラムに組み込まれた施設で, 委員会に申請され, 承認された施設とする。この関連施設での研修は専門医研修施設における研修と同等とする。

(規則の変更)

- 第13条 この規則の変更には, 理事会, 評議員会の議決を経て, 総会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は平成16年7月16日より施行する。

施行細則

(専門医委員会)

第1条 委員会は、委員長1名、副委員長1名を選出する。

第2条 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。

第3条 委員会の委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、連続しての任期は3期6年を限度とする。

第4条 委員会の事務局は、〒162-0056 東京都新宿区若松町6-13、建和堂ビル2F 日本小児神経学会に置く。

(専門医の申請手続き)

第5条 専門医の申請受付は、学会誌に公示した期間内とする。

第6条 認定希望者は、事務局へ申請に必要な書類を請求する。

第7条 申請には次の書類が必要である。

- (1) 小児神経科専門医申請書
- (2) 履歴書(医師免許証のコピー添付)
- (3) 小児神経疾患患者症例要約並びに詳細報告を規定の書式に従って提出する。
- (4) 規則第6条(4)の単位を証明する書類

第8条 規則第4条の(2)の審査料は4万円、(4)の認定料は2万円とする。

(専門医制度のための教育研修)

第9条 学会は、専門医に対し小児神経学に関する系統的情報を提供し、専門分野での知識の向上をはかる。

第10条 規則第6条(4)註：b), c), d)に必要な集会、セミナー等の認定は専門医委員会で審査し、理事会が承認する。

(認定更新)

第11条 認定の更新の方法は、初回の認定に準ずる。但し、申請に必要な書類は次の通りとする。

- (1) 小児神経科専門医更新申請書
- (2) 規則第6条(4)の単位を証明する書類

第12条 更新の審査料は2万円、認定料は2万円とする。

(その他)

第13条 既納の審査料、認定料の返却は行わない。

第14条 小児神経科専門医制度規則、施行細則に定めのない事項についても、委員会が定める。

第15条 この細則の変更には、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得るものとする。

第16条 暫定制度の終了にともない、暫定制度「認定医」の認定の更新は、専門医制度規則、施行細則を適用する。

小児神経科専門医研修認定施設規定

研修認定施設は、小児神経科専門医をめざす医師が、小児神経疾患の臨床経験を得るために相応しい条件（以下）を備えた小児科または小児神経科を含む医療機関であり、申請に基づき日本小児神経学会が認定する。

1. 相応しい条件

1) 小児神経疾患診療の実績を有すること

- ①過去1年間の小児神経疾患患者数が、月平均50名以上。
- ②多様な小児神経疾患を診療している。
(最近1年間の患者が、専門医「到達目標」の7領域以上にわたることが望ましい)
- ③指導責任医がおり、指導責任医を含め専門医が2人以上いることが望ましい。

2) 指導責任医の存在

3) 研究の実績

- ①その医療機関から小児神経学に関する研究（学会発表、論文）が行われている。
- ②当該機関または関連の施設で、小児神経学に関する教育行事（症例検討会、脳波・画像等検討会等）を行っていること。

4) 施設、設備

- ①当該機関または関連の施設で、小児神経疾患患者のための外来及び入院の設備を備えている。
- ②当該機関または関連の施設で、神経学に関するいくつかの臨床科、検査科（病理を含む）を備えている。
- ③当該機関または関連の施設で、画像診断機器、神経生理学的検査機器などの設備を具備している。
- ④関連図書の充実。(Brain & Development の継続購読が必要である。)

2. 施設認定期間と更新

5年毎に、上記認定基本条件の確認を行い更新する。

3. 施設認定取り消し

研修施設が次の各項の一つでも該当するときは、期間内でも認定を取り消す。

- 1) 認定の辞退。
- 2) 研修施設として相応しい条件を満たしていないとき。
- 3) 小児神経学を指導できる指導責任医が6か月以上不在の場合。

4. 指導責任医

指導責任医とは当該施設における小児神経科専門医研修に関する教育・指導・相談体制における責任者を指す。

1) 小児神経科専門医

2) 以下の資格、業績を有する。

- ①医学部卒業後10年以上
- ②過去連続5年以上本学会会員
- ③業績：過去5年以内に発表した小児神経学に関する論文3編以上（自著、共著、症例報告を含め原著論文が含まれること）
過去5年以内に総会および地方会、関連学会に発表した小児神経学に関する演題3題以上
- ④原則として指導責任医とは当該施設における常勤とする。

3) 指導責任医の更新

5年毎

(平成 16 年 6 月現在)

制度名 (発足・最近の改正年月日)	小児神経科専門医制度 (発足：平 3. 6. 1, 改正：平 13. 6. 8)
運営学会(認定団体)名 担当組織	日本小児神経学会 日本小児神経学会専門医委員会
認定の種類と呼称 (最初の認定年月)	小児神経科専門医(平 4. 6. 10)
研修(修練)施設関係 施設指定(認定)の種類 指定基準 指定期間 認定期間の継続・更新 その手続き 年次報告の有無など その他 施設認定料など	<p>◇研修施設(平成 16 年度中に認定開始予定)は次の各号に該当し、委員会の審査に合格した施設</p> <p>(1) 医育機関附属病院, 厚生労働大臣の指定する臨床研修病院, 小児総合医療施設, またはこれらに準ずる病院, 各種専門医療機関で小児神経科に該当する医療を行っていること。(2) 小児神経科臨床研修の指導責任者(下記参照)が定められ, 十分な研修と指導が行われると認められること。(3) 委員会作成の「小児神経科専門医のための到達目標」に沿った研修カリキュラムが定められ, 研修基準に合致していること。</p> <p>◇研修認定施設(平成 16 年度中に認定開始予定)</p> <p>1) 小児神経疾患診療の実績を有すること。①過去 1 年間の小児神経疾患患者数が月平均 50 名以上。②多様な小児神経疾患を診療している。③指導責任医を含め専門医が 2 人以上いることが望ましい。</p> <p>2) 研究の実績 ①その医療機関から小児神経学に関する研究(学会発表, 論文)が行われている。②当該機関または関連の施設で, 小児神経学に関する教育行事(症例検討会, 脳波・画像等検討会等)を行っていること。</p> <p>3) 当該機関または関連の施設で, ①小児神経疾患患者のための外来及び入院の設備を備えている。②神経学に関する臨床科, 検査科(病理を含む)などを備えている。③画像診断機器, 神経生理学的検査機器などの設備を具備している。④関連図書が充実。</p> <p>◇専門医研修関連施設は, 専門医研修施設の指導責任医が研修に必要で適当と認めるとともに研修カリキュラムに組み込まれた施設で, 委員会に申請, 承認された施設。この関連施設での研修は専門医研修施設における研修と同等とする。◇指定: 認定期間は 5 年, 更新は 5 年毎。</p> <p>◇審査: 専門医委員会が審査し, 専門医研修施設認定証を交付する。◇施設認定料はなし</p>
臨床研修関係事項 研修年数と条件 指定施設研修の条件 その他の特記事項 研修開始の手続き 研修カリキュラム 記載形式 到達目標明示の有無 その他の記事 研修記録の保持など	<p>◇研修年数 5 年。◇研修開始手続きの規定はない。</p> <p>◇到達目標記載の各領域の経験症例数を目標に, 小児神経疾患を専門的に診療し, 本学会の基準を満たす指導責任医のいる施設において臨床経験を積むこと。(平成 16 年度中に研修認定施設の認定開始予定)</p> <p>◇臨床研修カリキュラム: 小児神経疾患の診断, 治療および予後に関して臨床経験の程度を 2 段階(A, B)に区分し, 20 領域の疾患群の概要と目標とすべき臨床経験症例数を記載した「日本小児神経学会専門医のための到達目標」がある。</p> <p>◇受験資格: 1) 小児神経疾患の診療に従事し所定の研修を終了。会員歴 5 年以上。2) 最近 5 年間の診療にて, 到達目標にかなった小児神経疾患患者 30 症例の要約と症例詳細報告 5 例の提出。症例要約は到達目標の 20 領域の疾患群のうち, 7 領域以上について 5 例以内を提出。3) 研修施設指導責任医, または小児神経科専門医の資格を有する本学会評議員の推薦状の提出。4) 最近 5 年間に認定必要単位が 50 単位以上あり, 以下の 2 項を満たすこと。①最近 5 年間に本学会総会, 小児神経学セミナーまたは学会が認めた地方会に出席した合計が 20 単位以上あること。但し, 本学会総会出席が 1 回以上あること。②上記総会および地方会, 関連学会に演者として 2 回以上発表し, 小児神経学に関する論文(筆頭)の業績があること。5) 日本専門医認定機構に加盟している基本領域学会の認定医(専門医)資格を有すること。</p> <p>◇申請時の提出書類: 申請書, 履歴書, 医師免許証(写), 臨床研修歴, 小児神経疾患 30 症例の要約と 5 例の症例詳細報告, 認定必要条件の 50 単位取得を証明する書類, 研修施設指導責任医, または小児神経科専門医の資格を有する本学会評議員の推薦状。</p> <p>◇研修履歴: 申請書に研修施設および期間について記載する。</p> <p>◇研修実績: 30 例の症例要約と 5 例の症例詳細報告に指導責任医の署名, 捺印が必要。</p> <p>◇試験日数: 1 日 毎年 10 月</p> <p>◇書類審査(症例要約 30 例と症例詳細報告 5 例) ◇筆記試験(MCQ 方式, 120 題), 面接</p> <p>◇合否判定: 書類審査(症例要約 30 例と症例詳細報告 5 例)の評価と面接, 筆記試験の合計ポイントについて, 専門医委員会で合否基準に基づき, 試験の難易度も考慮して合否を総合判定。</p> <p>◇審査料: 40,000 円 ◇認定料: 20,000 円 ◇小児神経科専門医認定証を発行する ◇学会誌に発表</p> <p>◇近年の資格認定試験の状況</p> <p>平成 13 年度 受験者: 25 名 合格者: 24 名 合格率: 96%</p> <p>平成 14 年度 受験者: 23 名 合格者: 23 名 合格率: 100%</p> <p>平成 15 年度 受験者: 16 名 合格者: 15 名 合格率: 94%</p>
専門医資格認定関係 受験・審査資格基準 審査に必要な提出書類 受験・申請資格の条件 会員歴・必要な資格 試験・審査関係 試験の種類・出題数 試験 1 回の日数 資格審査を受ける費用 審査料, 受験料など 認定を受ける費用 認定料・登録料など 認定証書の発行 合格発表方法 資格認定試験の状況 (過去 3 年間)	<p>◇指導責任医: 研修施設における小児神経科専門医研修に関する教育・指導・相談体制の責任者(原則として常勤)で, ①資格: 小児神経科専門医で医師歴 10 年以上, 本会の会員歴連続 5 年以上を有すること。②業績: 過去 10 年以内に発表した小児神経学に関する論文 5 編以上(自著・共著, 症例報告を含め原著論文 3 編以上)があること。条件を満たす者とする。</p> <p>◇認定の更新は 5 年毎</p>
研修指導体制関係 指導医の資格認定制 方式・基準・認定更新 非認定制(依頼制など) 方式・基準	<p>◇5 年毎に更新 ◇更新免除制: なし ◇更新申請時に単位取得の証拠書類を提出する。</p> <p>認定期間(5 年)終了日の翌日が更新日 ◇定期更新制なし ◇審査料 20,000 円 ◇認定料 20,000 円</p> <p>◇指定企画参加単位取得制: 5 年間に 50 単位以上(但し, 65 歳以上は 30 単位以上)。うち本学会総会, 小児神経学セミナーまたは学会が認めた地方会に出席した合計が 20 単位以上あり, 本学会総会出席が 1 回以上あること。</p> <p>◇認定単位 ※自学会の企画: 総会 = 8 単位, 地方会 = 5 単位, 総会発表 = 4 単位, 地方会発表 = 3 単位, 論文発表 = 12 単位。 ※自学会以外の企画: 関連学会参加 = 2 単位, 学会発表 = 3 単位, 論文発表 = 8 単位 ※医学会総会参加 = 5 単位</p>
認定更新関係 認定更新の年限 更新の方式と条件 研修単位取得 書類審査・試験など 手続き 提出書類 認定料・審査料など 更新時期; 毎年〇月	<p>◇学会誌: 専門医の試験実施, 更新実施, 専門医名, 専門医制度規則の記事を「専門医ニュース」欄に掲載。</p> <p>◇学会のホームページ: ニュース欄に専門医の試験実施, 更新申請, 関連学会の認定研修単位の記事を掲載。</p> <p>◇ http://www.yo.rim.or.jp/~JSCN/ 問い合わせ: 内田久美 03-3351-4125</p>
その他の記事 経過(移行)措置関係	<p>◇経過処置: 1995 年まで実施 ※規則改正に伴う移行措置: 平成 13. 6. 8 日本小児神経学会認定医 → 日本小児神経学会専門医 平 15. 5. 23 日本小児神経学会専門医 → 小児神経科専門医</p>

